

(議会の議員の在任に関する特例)

第 9 条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第 9 1 条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第 3 項において準用する前条第 5 項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

2、3 略

4 第 1 項又は前項において準用する前条第 5 項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

経過措置議案

市町村の合併の特例等に関する法律 (平成 1 6 年法律第 5 9 号)

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第 1 1 条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併

関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

(1) 略

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2、3 略

4 第1項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（境界の変更の場合の特例）

第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区

域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

地域自治区議案

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）

（地域自治区の設置手続等の特例）

第23条 市町村の合併に際しては、地方自治法第202条の4第1項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に、1又は2以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域とする同項に規定する地域自治区（以下「合併関係市町村の区域による地域自治区」という。）を設けることができる。

2 市町村の合併に際し、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設ける場合においては、地方自治法第202条の4から第202条の8までの規定により条例で定めるものとされている事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第1項及び第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

(地域自治区の区長)

第 2 4 条 市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区

(以下「合併に係る地域自治区」という。) において、当該合併に係る地域自治区の区域における事務を効果的に処理するため特に必要があると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併に係る地域自治区の事務所の長に代えて区長を置くことができる。

2 区長は、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、合併市町村の長が選任する。

3 区長の任期は、2 年以内において合併関係市町村の協議で定める期間とする。

4 第 1 項及び前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

5 合併市町村は、第 1 項及び第 3 項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

6 次の各号のいずれかに該当する者は、区長となることができない。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 合併市町村の長は、区長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合その他区長がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができる。

8 合併市町村の長は、区長に職務上の義務違反その他区長たるに適しない非行があると認める場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 9 区長は、前2項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免され、又は懲戒処分を受けることがない。
- 10 区長は、第6項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その職を失う。
- 11 合併に係る地域自治区の事務所の職員のうち区長があらかじめ指定する者は、区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 12 区長は、合併市町村の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、合併市町村の長その他の機関及び合併に係る地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携を図りつつ、担任する事務を処理するものとする。
- 13 地方自治法第165条第2項及び第175条第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条の規定は、区長について準用する。この場合において、地方自治法第165条第2項中「副知事又は副市町村長」とあるのは「区長（市町村の合併の特例等に関する法律第24条第1項に規定する区長をいう。以下同じ。）」と、「普通地方公共団体の長に」とあるのは「合併市町村（同法第2条第2項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）の長に」と、「普通地方公共団体の長の」とあるのは「合併市町村の長の」と、同法第175条第2項中「前項に規定する機関の長」とあるのは「区長」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併市町村」と読み替えるものとする。
- 14 第1項に規定する区長の職は、地方公務員法第3条の特別職とする。

報告第13号

電算システム統合業務の事務の委託について

電算システム統合業務に係る事務の委託について、別紙のとおり報告する。

平成21年 1月 8日提出

平成21年 1月 8日確認

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

電算システム統合業務に係る事務の委託について(報告)

趣 旨

「電算システムについては、合併時からの安定稼動を最優先とし、低リスク、低コストを基本に、住民サービスの低下を来たさないようにする。」との方針が、第1回小林市・野尻町合併協議会において承認され、これを基に合併協議会の専門部会等で統合方法などを検討しております。

電算システムの統合作業では、1市1町の業務及びシステムの差異の調査をはじめ、データ移行等に多大な時間を要することになり、統合システムを安全、確実に稼動させるためには、遅くとも合併の1年前となる本年度から事前調査に着手する必要があります。

しかしながら、本協議会は地方自治法に基づく協議機関であり法人格がないため、電算機器等の財産所有権の問題への対応により、契約の主体となることが法的に不可能であります。

したがって、地方自治法第252条の14の規定によって、構成市町のいずれかを代表市町とした事務の委託を行うこととなります。

参照条文

地方自治法

(事務の委託)

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2、3 略

報告第14号

新市基本計画の概要版について

新市基本計画の概要版について、別添のとおり報告する。

平成21年 1月 8日提出

平成21年 1月 8日確認

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

協議第16号の1

前協議会で確認済みの合併協定項目について

小林市・高原町・野尻町合併協議会において確認済みの合併協定項目について、別紙のとおり再提案する。

平成20年12月24日提出

平成20年12月24日一部継続協議

平成21年 1月 8日一部再提出

平成21年 1月 8日一部再確認

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

協定項目	第6号「議会議員の定数及び任期の取扱い」
------	----------------------

- 1．野尻町の議会の議員については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第9条第1項第2号の規定を適用し、小林市議会議員の残任期間に限り在任するものとする。
- 2．合併後、最初に行われる一般選挙においては、法第9条第3項の規定を適用せず、議会議員の定数は22名とする。また、選挙区は新市全域で1選挙区とする。
- 3．議場、委員会室等については合併までに調整する。
- 4．在任特例期間中の野尻町議会の議員の報酬については、現行の野尻町の報酬額（200,000円）とする。
- 5．政務調査費の取扱いについては、小林市の制度に統一する。

【参考資料】

合併新法による議員の定数・任期の特例（編入合併）

1 地方自治法の原則

編入される議会議員は失職

合併により人口が増え、法定定数が編入する市の条例定数を上回る場合、その上回っている定数分について議員条例定数を改正し、増加定数分の増員選挙を行うことができる。（地方自治法第91条）

2 合併新法による特例（編入合併）

関係市町村の協議により、以下のいずれかの特例をとることができる。

定数特例（合併新法第8条）

ア 合併直後、人口比に応じた特例定数により、編入される町の区域のみを選挙区とした増員選挙を行うことができる。

イ さらにその後1回目の一般選挙に限り、その合併特例定数で選挙することができる。

在任特例（合併新法第9条）

ア 編入先の議会の残任期間、編入される町の議員全員が議員として残任できる。

イ さらにその後1回目の一般選挙に限り、上記の定数特例を準用し、編入される町の区域を選挙区として合併特例定数で選挙することができる。

議員定数の上限（地方自治法第91条第2項）

地方自治法

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人

(6)～(11) 略

3～10 略

特例定数

【増員定数 = 編入する市の条例定数 × (編入される町の人口) ÷ (編入する市の人口)】
小数点以下切り捨て

$$\text{野尻町 } 24 \text{人} \times (8,670 \text{人} \div 41,150 \text{人}) = 5.05 \dots 5 \text{人}$$

人口の定義及び各市町議員定数

平成17年国勢調査人口及び各市町議員定数

地方自治法

(人口の定義)

第254条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

	小林市	野尻町	計
人口(人)	41,150	8,670	49,820
議員数(人)	24	10	34